

改正労働安全衛生法説明 ～個人事業者等の安全衛生対策の推進について～

岐阜労働局労働基準部健康安全課 地方産業安全専門官 橋本 康宏

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要【令和7年5月14日公布】

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**【労働安全衛生法】
既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、
① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。
- 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進**【労働安全衛生法】
○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっていた労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。
- 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進**【労働安全衛生法、作業環境測定法】
① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。
- 4. 機械等による労働災害の防止の促進等**【労働安全衛生法】
① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。
- 5. 高齢者の労働災害防止の推進**【労働安全衛生法】
○ 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1 ①の一部は公布日、4 ②は令和8年1月1日、3 ③は令和8年10月1日、1 ②の一部は令和9年1月1日、1 ①及び2の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3 ④は公布後5年以内に政令で定める日）

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
 - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
 - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備
（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、**自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付ける**ことで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
（※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
（※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

3

注文者等による対策

1 注文者の責務の範囲の明確化（R7.5）

- ・ 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- ・ 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- ・ 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

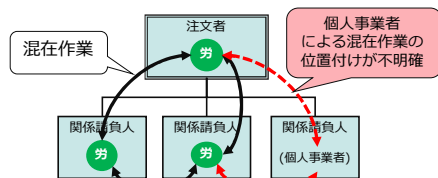
2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める（R8.4）

- ・ 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化
※ 「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。
・ 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
・ 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限定事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

4

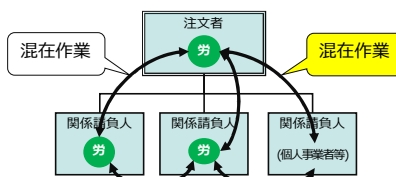
(参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

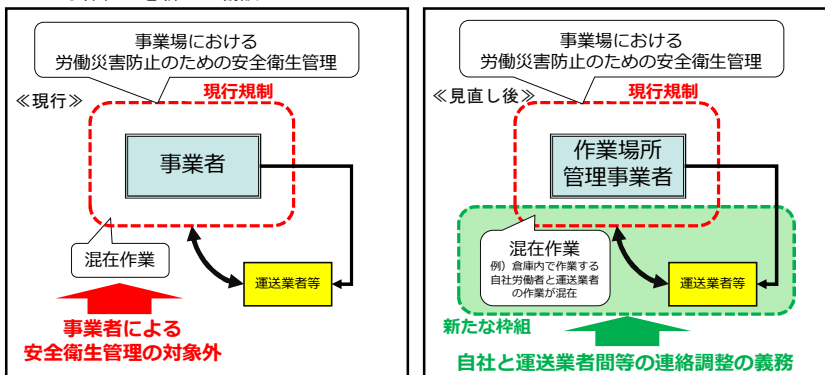
《見直し後》



注文者等による対策

3 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整 (R9. 4)

- 3業種 (建設業・造船業・製造業) や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業 (荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等) に着目し、**混在作業場所を管理する者 (作業場所管理事業者)** に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設



労働安全衛生法の改正 (令和9年4月1日施行)

労働安全衛生法 (条文の新設)

第30条の4 (作業場所管理事業者の講ずべき措置)

- 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの (以下この項並びに第32条第4項及び第8項において「作業場所管理事業者」という。) は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者 (当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。) 及びその請負人 (当該仕事为数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。) に係る作業従事者が作業を行う場合であって、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。
- 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第30条第1項又は第30条の2第1項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない

労働安全衛生規則の改正 (令和9年4月1日施行)

労働安全衛生規則 (条文の新設)

第643条の10 (法第30条の4第1項の厚生労働省令で定める業務)

法第30条の4第1項の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務とする。

- 安衛法施行令第20条各号に掲げる業務 (就業制限業務)
- 安衛則第36条各号に掲げる業務 (特別教育の実施が必要となる危険又は有害な業務)
- 安衛法施行令第6条各号に掲げる作業 (作業主任者要選任作業) に係る業務
- 安衛法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業 (作業指揮者要選任作業) に係る業務
- 安衛則第151条の2第7号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
- 安衛法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査、補修等の業務

第643条の11 (作業間の連絡及び調整)

法第30条の4第1項の作業場所管理事業者 (以下この条及び次条において「作業場所管理事業者」という。) は、同項の作業間の連絡及び調整については、随時、作業場所管理事業者と同項の請負人 (以下この条において「請負人」という。) との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

労働安全衛生規則の改正（令和9年4月1日施行）

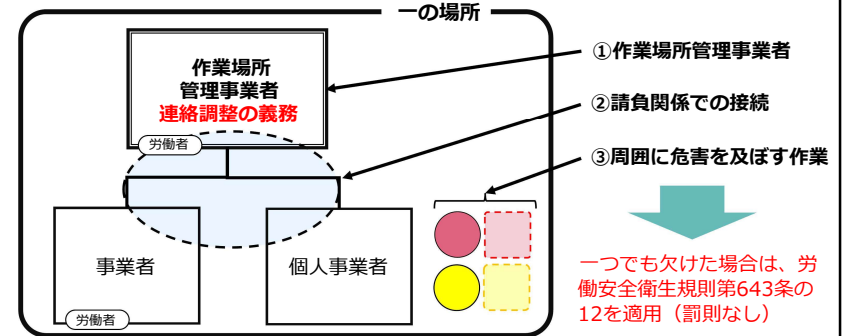
労働安全衛生規則（条文の新設）

第643条の12（作業場所管理事業者等の講ずべき措置）

- 1 作業場所管理事業者は、法第30条の4に規定する場合を除き、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び当該一の場所において事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が周囲で作業を行う作業従事者に危害を生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。
- 2 事業を行う者は、作業場所管理事業者がいらない一の場所においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が前項の作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に労働者がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。
- 3 第1項の場合において、作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 第1項又は第2項の場合において、作業従事者は、前3項の規定により講じられる措置に応じて、必要な事項を守るものとする。

混在作業による労働災害防止の新たな枠組のイメージ

- 法第30条の4は、一の場所において、「①作業場所管理事業者」の作業従事者と「②請負関係」にある事業者や個人事業者の作業従事者が作業を行う場合に、いずれかの作業が「③周囲に危害を及ぼす作業（安衛則第643条の10各号の作業）」に該当するときは、「作業場所管理事業者」が**作業間の連絡調整の義務を負う**。
- 「作業場所管理事業者」がいらない場合など①～③の要件が一つでも欠けた場合は、**法第30条の4は適用されない**（労働安全衛生規則第643条の12が適用される。）。



（参考）「混在作業」による労働災害防止に関する規定の適用

	対象業種の 限定	混在作業の 有無	請負接続の 有無	対象作業の 限定	罰則の 有無
安衛法第30条 （特定元方事業者）	○ （建設業・造船業）	○	○	×	○
安衛法第30条の2 （元方事業者）	○ （製造業）	○	○	×	○
安衛法第30条の4 （作業場所管理事業者）	×	○	○	○	○
安衛則第643条の12 （作業場所管理事業者等）	×	○	×	×	×

安衛法第30条の4の新設により、新たに「作業場所管理事業者」に義務付けられた措置について、安衛則では「作業間の連絡及び調整」の実施のみ規定され、その他の措置の内容等については、別途、ガイドラインが策定される予定です。
また、安衛則第643条の12が適用される場面における「作業場所管理事業者」による作業間の連絡調整の実施、「作業場所管理事業者」が存在しない場合における「事業を行う者」による相互協力の実施の具体的な内容についてもガイドラインで示される予定です。）

個人事業者等自身による措置

1 機械等の安全の確保（令和9年4月1日施行）

機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様に、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても以下の措置を義務化

① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止

作業従事役員等（事業者（厚生労働省令で定める数（※ 次頁）以下の労働者を使用する中小事業者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者をいう。）に対し、労働者と同じ場所において構造規格又は安全装置を具備すべき機械等を使用する場合に義務化。

② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査の実施及び結果の記録

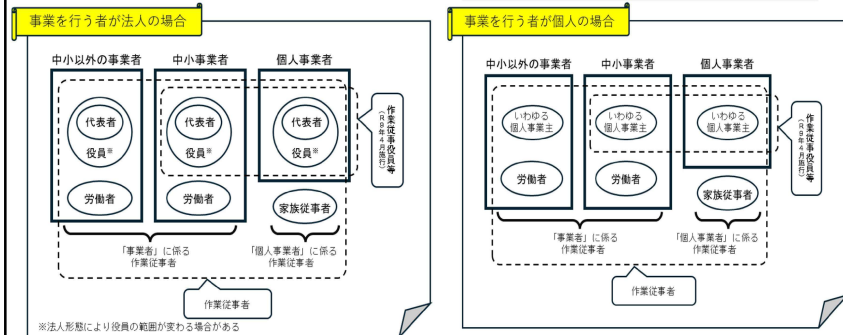
個人事業者に対し、その作業従事役員等が労働者と同じ場所において、安衛法第45条第1項の機械等を用いた作業を行う場合に義務化。

2 危険有害業務に関する安全衛生教育（令和9年4月1日施行）

事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様に、作業従事役員等に対し、労働者と同じ場所において危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを義務化。

※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

(参考) 作業従事役員等の範囲等



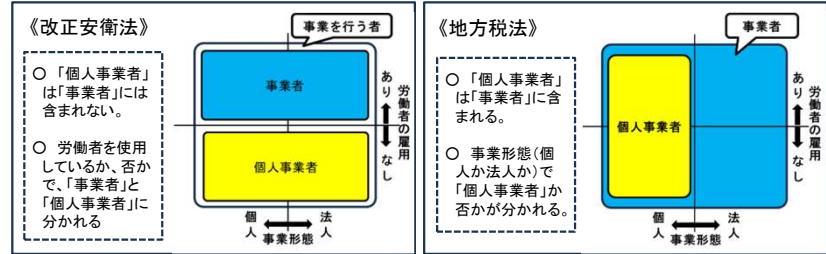
※ 中小事業の業種及び規模

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人
卸売業・サービス業	100人
上記以外の業種	300人

個人事業者の定義など

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「**個人事業者**」は、**個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」**が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「**個人事業者等**」として、**中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。**



法令上の定義

《改正労働安全衛生法》

事業者 事業を行う者で、**労働者を使用するもの**（第2条第3号）
個人事業者 事業を行う者で、**労働者を使用しないもの**（第31条の3）

《地方税法》

事業者 **個人事業者及び法人**（第72条の77）
個人事業者 事業を行う**個人**（第72条の77）

災害報告制度等①（R9.1）

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

- 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- 個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

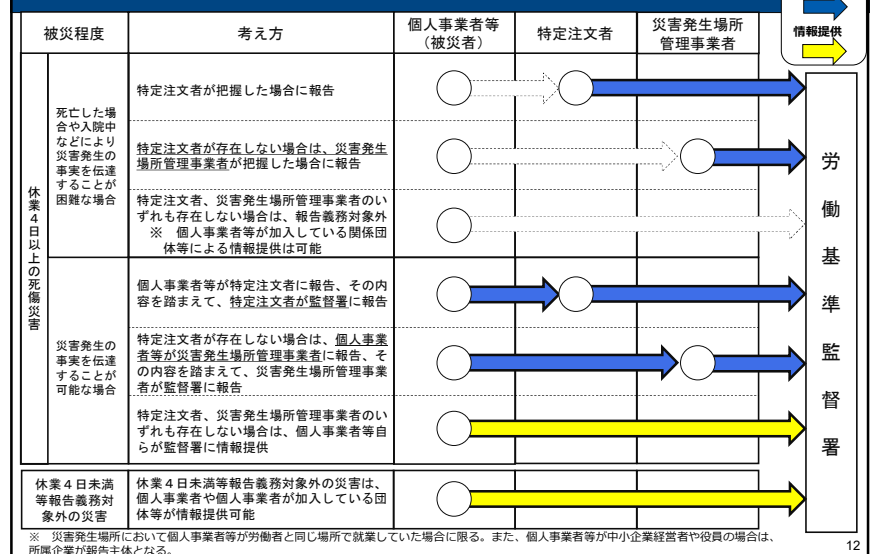
- 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

- 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

15

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図



12

✓業務上災害報告についても下記サービスから報告できるようシステム改修を行う。



※e-Govに連携し電子申請が可能です。

※e-Govに連携し電子申請が可能です。



※電子申請をする場合はe-Govアカウントが必要です。

[illegible]

出典：労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス (<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/index.html#top-content>)

○ 個人事業者等による労働基準監督署への申告

・ 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、労働者の場合と同様（※）、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるように求める制度を創設

(※) 労働安全衛生関係法令上の個人事業者等に対する保護・規制の範囲は、労働者の場合とは異なるため、申告対象の範囲も異なる

- ・ 個人事業者等の契約相手方は、個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

- 作業従事者は事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して、是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。（安法第97条第1項関係）
- 注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に對し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。（安法第97条第3項関係）

